資料４－１

地方独立行政法人北海道立総合研究機構　業務方法書の一部改正について

１　変更理由

地方独立行政法人法第 22 条の規定に基づき、道総研の業務方法書を変更し、北海道知事の認可を受けようとするものである。

今回は、建築基準法等の改正（平成 27 年６月１日施行）に伴い、第８条建築に関する業務の「構造計算適合性判定」及び「構造方法等の認定のための審査に必要な評価」に関する該当条項を修正するものである。

２　変更内容

別紙「地方独立行政法人北海道立総合研究機構　業務方法書　新旧対照表」のとおり

３　施行日

平成 27 年　月　日(道の認可日と同日施行)

なお、適用日を平成 27 年６月１日とし、法との整合性を図る

４　スケジュール（予定）

平成 27 年２月 16 日　　北海道知事へ認可申請（法人）

３月 18 日　　評価委員会への意見聴取（道）

北海道知事の認可

平成 27 年６月１日　　改正建築基準法の施行にあわせて業務方法書を適用（法人）

《参考》地方独立行政法人法（抜粋）

（業務方法書）

第 22 条　地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

３　設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

４　地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。